

「昇降機の適切な維持管理に関する指針（新指針）」（案）の概要

1. 新指針策定の背景

建築物等事故・災害対策部会の「エレベーターの安全確保について 中間報告」（平成18年9月）及び「昇降機、遊戯施設等の安全確保について とりまとめ」（平成20年2月）並びに昇降機等事故対策委員会の「シティハイツ竹芝エレベーター事故調査報告書」（平成21年9月）における意見を踏まえ、特に、保守点検業者の選定に当たって留意すべき事項、保守点検契約に盛り込むべき事項等について追加した新指針を作成し、その周知・普及を図ることとしました。

2. 現行指針から見直しを行う事項

現行指針（昇降機の維持及び運行の管理に関する指針（平成5年6月））から見直しを行う主な事項は、次のとおりです。

（1）関係者の役割と責任（第1章）

所有者、保守点検業者及び製造業者が有する役割と責任について追加しました。

（2）昇降機の適切な維持管理のために所有者がなすべき事項（第2章）

現行指針の内容を統合・拡充するとともに、不具合の発生時の対応、維持管理に係る文書の保存・引継ぎ等について追加しました。

（3）保守点検業者の選定に当たって留意すべき事項（第3章）

所有者が保守点検業者の昇降機に関する知識・技術力等を評価するため、「保守点検業者の選定に当たって留意すべき事項のチェックリスト（別表2）」を追加しました。

（4）保守点検契約に盛り込むべき事項（第4章）

所有者が保守点検業者と締結する保守点検契約において盛り込むべき事項を確認するため、「保守点検契約に盛り込むべき事項のチェックリスト（別表3）」を追加しました。

3. 新指針（案）と現行指針との関係

新指針（案）	現行指針（平成5年6月）
第1 目的（変更）	第1 目的
第2 用語の定義（変更）	第2 用語の定義
第3 基本的考え方（新規）	第3 運転管理者の選任（今回削除）
第4 関係者の役割と責任（新規）	第4 運転者の選任（今回削除）
第5 定期的な保守・点検（拡充）	第5 運行管理者等の教育（今回削除）
第6 不具合の発生時の対応（新規）	第6 運行管理規程の作成及び遵守（今回削除）
第7 事故・災害の発生時の対応（統合）	第7 救急体制
第8 昇降機の安全な利用を促すための措置（変更）	第8 人身事故発生時の措置
第9 定期検査等（統合・拡充）	第9 定期検査及び報告
第10 文書の保存・引継ぎ等（新規、統合）	第10 定期検査報告済証の掲示
第11 保守点検業者の選定の考え方（新規）	第11 標識の掲示等
第12 保守点検業者に対する情報提供（新規）	第12 定期点検・整備等
第13 保守点検業者の知識・技術力等の評価（新規）	第13 防火管理（今回削除）
第14 保守点検契約に盛り込むべき事項（新規）	第14 巡回管理（今回削除）
別表1 昇降機事故報告書（拡充）	第15 災害発生時又は停電時の措置
別表2 保守点検業者の選定に当たって留意すべき事項のチェックリスト（新規）	第16 鍵等の管理
別表3 保守点検契約に盛り込むべき事項のチェックリスト（新規）	第17 運転者の心得（今回削除）
	別記様式 昇降機事故報告書

赤字：新指針（案）において新たに盛り込む事項

青字：新指針（案）では削除する事項